

午後1時開議

○鈴木隆之議長 ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

○鈴木隆之議長 事務局長に諸般の報告をさせます。

[高野事務局長朗読]

1 議案の追加送付について

~~~~~

○鈴木隆之議長 本日の日程に入ります。

日程第1を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第1

第5号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算(第6次) ほか14件(委員会審査報告)

○鈴木隆之議長 総務財政委員長の報告を求めます。

[2番高瀬三徳議員登壇] (拍手)

○2番(高瀬三徳議員) ただいま上程されました第5号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算(第6次) ほか14件につきまして、所管総務財政委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

まず、第5号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算(第6次) ほか第6号議案から第8号議案の補正予算案につきまして、主な質疑を申し上げます。

本補正予算は、特別区税の税収や執行努力等による歳入増に伴う補正とのことだが、当初予算で積算できたのではないかとの質疑に対し、本補正予算では、不用額精査、執行努力、一般財源の伸びによる財源を活用した財政の持続可能性の確保という考えの下に財源対策を行っている。積立基金は当初予算で計上することが原則的な考え方であるが、今回生み出された財源を将来に向けていかに活用するかを勘案した結果、防災や公共施設といった今後も財政需要が大きくなるものに積み立て、財政運営を行っていくとの答弁がありました。

また、特別区債発行について34億円の減額計上としているが、内容について伺いたいとの質疑に対し、特別区債は当初予算において105億円を予定していたが、特別区税や特別区交付金などの一般財源の増加を鑑み、起債の抑制ができたことによる減額であるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第5号議案につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、歳入増や執行努力で生み出された財源を、異常な円安による物価高等で苦しむ区民や、人手不足などから廃業が続いている中小企業などへの支援策に充てるべきであると考え、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、本補正は、歳入増を活用し区債発行を抑制するとともに、公共施設整備や防災対策に関する基金への積立てを行うなど、将来を見据えた堅実な財政運営を行う内容である。社会保障分野を含め、区民生活の安定を支える基盤を確保する補正であると評価し、賛成するとの意見がありました。

次に、第6号議案から第8号議案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

以上の後、採決を行いましたところ、第5号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

また、第6号議案から第8号議案につきましては、全員異議なく、いずれも原案どおり決定いたしました。

続いて、第9号議案 大田区職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑を申し上げます。

本改正の考え方に、現員数に対する過員の割合を10%に引き上げることを管理目標とするところがあるが、内容を伺いたいとの質疑に対し、直近の10年で育児休業や病気休職を取る職員が増えており、職員定数基本計画、現員に対する過員の割合を10%まで上げていくことが職員の働きやすさにつながることや、冗長性につながることも

ら、まず現員数を上げていく内容としているとの答弁がありました。

また、学校現場の条例定数減が顕著であるが、この理由を伺いたいとの質疑に対し、変更区分内の学校職員は基本的に警備や用務等の職員が一部区職員となっている。今後は委託により対応していく方針であり、減っていく見込みもあることから定数減としているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第9号議案につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、職員の現員数は今後さらに減少するとされ、その現員不足を補う会計年度任用職員は年々増加している。公務の仕事の専門性と継続性が危惧されており、安心・安全な区民サービスの拡充のために、職員の定数についても増員を求め、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、本改正は条例定数の総数を維持しつつ、実際の業務量に即した柔軟な人員配置を可能とするものである。人口動態の変化や行政需要の多様化が進む中、現場の実情に応じた適正配置は、区民サービスの質を確保・向上させる上で妥当な見直しであり、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第9号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

続いて、第10号議案 大田区行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑を申し上げます。

本改正により、公示送達については、区役所の掲示場以外に区のホームページで見られるようになるのかとの質疑に対し、区役所正面の掲示場へこれまでは書面で掲示していたものを、インターネット上でも見られるような形にするものであるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第10号議案につきまして、全員賛成の態度が表明されました。

その際、国のデジタル化推進の流れを踏まえ、区民がいつでもどこでも必要な情報を確認できる環境を整備するものであり、行政手続きの透明性と利便性の向上に資することから、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第10号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第11号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、令和7年特別区人事委員会勧告への対応を行い、職務給原則の徹底、昇任意欲の醸成に資する給与体系を実現するための改正であり、国の改定手法を参考とし、給料表を改定するものであるため、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第11号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第12号議案 大田区公契約条例につきまして、主な質疑を申し上げます。

労働下限額について、今後どのくらいの頻度で見直しを考えているかとの質疑に対し、審議会の状況によるが、原則1年に1回、下限額の見直しを行うことを検討しているとの答弁がありました。

また、公の施設で働く委託や派遣、指定管理など、区の施設で働く全ての労働者に本条例が適用されるよう求めるがいかかとの質疑に対し、本条例の適用範囲については、大田区契約に関する検討委員会においても様々な意見をいただいている。本条例制定後、規則にて具体的な内容を定めていくとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第12号議案につきまして、全員賛成の態度が表明されました。

その際、本条例では、公契約審議会を設置し、労働報酬下限額を調査審議することとしており、公契約の適正化と労働環境の確保に向けた枠組みが整備されるものである。公契約は、公共サービスの質の確保と地域経済の健全な発展に直結する分野であり、本条例はその方向性を制度として示すものである。今後は、区内事業者への丁寧な周知と実効性ある運用を求め、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第12号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第13号議案 大田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が示されました。

その際、公示送達制度の見直しに対応し、制度運営の円滑化に資するものであり、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第13号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第14号議案 大田区手数料条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑を申し上げます。

マンション建て替えに関する項目で、容積率または各部分の高さの特例許可の申請手数料とあるが、これは今までも徴収していたものなのかとの質疑に対し、従来、マンション建て替えの除却等の認定を受けたものについては、容積率の緩和が受けられる許可があった。それに対して今回、高さも一緒に許可をできるように法律が変わったため、本改正は当該文面を修正するものであるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第14号議案につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、コンビニエンスストア等に設置する端末機で発行する各種証明書等の手数料を引き下げるものであるが、マイナンバーカードを有しない区民は活用できない。利便性向上に区民の税金が使われる観点から公平ではないと考え、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、本改正により、多機能端末機からの印鑑証明や住民票の写しなどの交付手数料を減額することで、窓口の混雑緩和などの区民サービス向上が期待をされる。また、医薬品関連の法律の条文の条ずれへの対応と、マンション関連の法律の名称変更や特例許可制度の拡充、条ずれの対応であり、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第14号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

続いて、第34号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について討論を行いましたところ、全員賛成の態度が示されました。

その際、保険料負担の急激な上昇を抑制する措置を継続し、制度の安定運営に資するものであると考え、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第34号議案につきましては、全員異議なく原案どおり同意いたしました。

続いて、第35号議案 美富士橋外1橋耐震補強等工事（鋼床版製作・運搬・橋面復旧等）請負契約についてについて討論を行いましたところ、全員賛成の態度が示されました。

その際、老朽化が進む橋梁の改修は喫緊の課題であり、区民の安全確保と災害に強いまちづくりを推進する上で重要な工事であるため、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第35号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第36号議案 仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約の変更についてほか第37号議案から第38号議案の契約変更議案につきまして討論を行いましたところ、全員賛成の態度が示されました。

その際、本契約変更議案はインフレスライドの適用による増額と、都区連携に向けたレイアウトと変更による減額であり、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第36号議案から第38号議案につきましては、全員異議なくいずれも原案どおり決定いたしました。

以上、所管総務財政委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。（拍手）

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、清水菊美議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。
まず、27番清水菊美議員。

〔27番清水菊美議員登壇〕（拍手）

○27番（清水菊美議員） 日本共産党大田区議団を代表しまして、第5号議案 2025年度大田区一般会計補正予算（第6次）、第9号 大田区職員定数条例の一部を改正する条例、第14号議案 大田区手数料条例の一部を改正する条例に反対し、第12号議案 大田区公契約条例に賛成の討論を行います。

第5号議案 2025年度大田区一般会計補正予算（第6次）は、不用額精査や執行努力、一般財源の伸びにより生まれた財源を活用し、確保するための予算です。

歳入では、特別区税48億2365万5000円や特別区交付金20億9700万円などが増となりました。積立金の状況では増収となった財源を使って財政基金は9330万円を積み立て、約61億4855万円の取崩しをやめ、公共施設整備資金積立基金は約20億7927万円を積み立て、23億円の取り崩しをやめ、防災対策基金は約20億2235万円を積み立て、約5503万円の取り崩しをしませんでした。これらの合計は約127億円となります。

公共施設整備のための公共施設整備資金積立基金や、大災害がいつ起こるかもしれない中、防災対策基金は必要な積立金です。年度の最後に余ったから積み立てるかのようなやり方ではなく、当初予算で計画的に積み立てるべきものです。さらに、特別区債は、児童福祉施設建設費等に活用する予定34億円を起債しませんでしたので、合わせて約161億円となります。

異常な物価高が依然として進んでいる中、区民の暮らしや区内中小事業者の困難が続いています。区民への物価高対策は、第5次補正予算で区民1人当たり5000円、ゼロ歳から18歳に1人2万円の給付金の支給を決定しましたが、ほとんどの区民にはいまだ支給されておらず、多くの区民の生活実態からは到底足りていません。また、物価高、異常な円安に伴う材料費の高騰、人手不足などから廃業が続いている区内中小事業者などへの緊急支援策が必要です。

歳入は増収となり、執行努力などでできた財源のその多くを将来のためと積立金の積立てとする補正予算ですが、その一部でも活用して、今困難な状況となっている区民や区内中小事業者等への物価高騰へのさらなる支援とすべきであったことから反対いたします。

次に、第9号議案 大田区職員定数条例の一部を改正する条例は、職員定数の合計は4135人とし、区分ごとの定数が学校区分はマイナス41、区長区分はプラス35などとなっています。学校警備、用務の退職者不補充で民営化をさらに進めるものです。区民のニーズは多様化し、職員の仕事は複雑化しています。十分な研修の確保も求められています。さらに、男性職員の育休の取得をさらに進めるとしていますが、メンタル不全による休職者は減少していませんので、職員一人ひとりの仕事量が重くなっています。

2025年の職員定数も4135人ですが、職員減員数は3905人です。そして、現員不足を会計年度任用職員で補おうとしていますが、2025年度は1884人と約4人に1人が会計年度任用職員となっています。さらに、この間に発生している選挙管理事務や納税事務の多くの深刻な事例からも、公務の仕事の専門性と継続性が危ぶまれています。この間、給付金事業などによる業務量の増大は派遣会社への委託などで賄っていますが、区民にとっては、派遣会社の職員も区役所の人ですので、対応が冷たいなどの苦情が寄せられています。安心・安全な区民サービスの拡充が求められており、職員の定数は増員が必要です。全体の職員定数を昨年度と同じとする条例に反対します。

第14号議案 大田区手数料条例の一部を改正する条例は、(1)では、コンビニエンスストア等に設置する端末機で発行する各種写し、または証明の手数料を250円から150円に引き下げるものです。しかし、マイナンバーカードを所持していない、取得できない区民は活用できません。国は、マイナンバーカードの取得は任意であるとしています。利便性の向上といって区民の税金が使われる点から、公平ではありません。(2)では、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正で、今回の条例改正において手数料額の変更はありませんが、特例許可による緩和対象に高さ制限が加わっていることは問題です。マンションの管理の適正化の推進に関する法律は、マンションの建て替え、補修が進まない深刻な状況を改善しようとするもののはずですが、共有部分の損害

賠償などや建て替え反対者の意見が通らない、建て替えによって立ち退きを余儀なくされた高齢者の住まいの確保など、かえって補修が進まない重大な懸念があります。現場の問題を具体的に解決するための法改正になっていません。国は、建て替えの困難さを認識しながら、一方で、大手デベロッパーの要望に応じて、超高層ビル建設のための容積率や利用規制を大幅に緩和してきました。以上の点から反対します。

第12号議案 大田区公契約条例は賛成いたします。この条例の目的は公契約に関し、区長と受注者の責務を定め、入札、契約等の適正化と労働者等の賃金、労働環境を整備することによって、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的としています。既に23区内では16区が実施しており、多くの区民から条例の制定が待ち望まれていました。建設労働者は区の賃金の相場が決まることになり、公共工事以外の契約にも多大な影響を与えることになると期待されています。委託、指定管理者制度の福祉等の事業所で働く皆さんからも、責任の重い福祉の現場で低賃金や低い処遇で人手不足は常態化しており、公契約条例が制定されている他区のような賃上げ等の改善が待たれています。

区長が置く大田区公契約審議会は、労働報酬下限額の算出や労働環境の確保の整備が審議され、答申されることになっていますが、1億8000万円となっている工事または製造の請負契約の予定価格を区内の公共工事の実情に見合うものとすることや、労働報酬下限額の適用を指定管理者制度の事業所の全ての労働者等に適用するような規則とすることや、事業所へのチェック体制などが十分に審議され、施行日は2026年4月1日であるが、労働報酬下限額に係る規定等については2027年4月1日以降に締結する公契約について適用すると1年後になっておりますが、半年程度で実施している自治体もあります。契約条例を制定している先進自治体の事例などを十分に参考にして、区として責任を果たすことを求め、賛成の討論といたします。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、47番奈須利江議員。

[47番奈須利江議員登壇]

○47番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第5号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算(第6次)について反対の立場から討論いたします。

大田区は、曖昧な答弁により、区債も、基金を活用したインフラ整備も、世代間の公平性バランスを保つと言ってきました。厳密には世代間の公平性を保つのは公債で、基金をインフラに使うことは世代間の負担の不公平な使い方です。基金を年度間の財源の調整と答弁しましたが、債務負担行為や繰越明許の多用される企業会計のマインドが入り込んだ今の会計において、しかも、税金を取り過ぎているため基金に積み下ろすふんだんな財源がある中、年度間調整も本来の機能を持ち得ません。

三位一体改革で、大田区のような基礎自治体に国から財源権限を移譲されながら、財源を移譲された保育に使用わず、国も都もひもつき財源を継続し、財源、税源が移譲された分、歳入を余らせる構造になったのです。地方分権の旗振り役だった西尾 勝氏が指摘したとおり、政界、財界が望んだことは、官から民への行政改革の一手段としての分権でしかなかったということです。古くは2000年から税で負担してきた高齢者福祉を区民に介護保険料で負担させ、今年からは税で負担してきた子育て支援費を、国は支援費と言っていますが、区民に子ども保険料で負担させ、自由な用途の財源を捻出します。さらに、ごみの有料化という増税まで俎上に上がろうとしています。税収があっただけ使い、なくなりそうになってさらなる負担を求め、しかも金利の低い局面で基金を使い、利率が上がってきたら公債をより活用しようというのですからひどい話です。反対です。

第10号議案 大田区行政手続条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今回の条例改正で、事務所に設置したPC画面での表示も選べる改正になっていて、総務省の説明資料には、利用者の利便性、デジタルデバインドへの配慮の観点から、現地での掲示も維持と説明されていました。企業が販売するPCなどの機器や、インターネットという企業が整備したインフラを介したPC画面での表示は、アクセスするという行為を行う特定の区民を対象としていて、不特定多数の閲覧を前提とした公示送達法の趣旨に反しています。機器や環境が整備されれば掲示を維持しなくなるのではないかと心配でしたが、紙の掲示をなくすことはないかと区から答弁をいただきましたので、これからも紙の掲示を求め、賛成いたします。

第11号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、反対の立場から討論します。

昇任を望まない職員の給与制度を改定し、給与が上がらないようにする改正です。管理職等ポストに就くなら昇給させる考えは、長い間、職に就くことにより養える経験への評価がありません。管理職でない日常の仕事の中にも多くの学ぶべき伝えるべき仕事があり、経験への軽視になり反対です。

第12号議案 大田区公契約条例について、反対の立場から討論いたします。この条例を整備することで、課題となっている労働者の不足と、労働者の確保と処遇の改善は、税金で担われている仕事では改善するのでもいいことだと思います。ところが、物価も上がっていますし、生産年齢人口は減っていますから、公契約に労働者を囲い込むことになってしまいます。公契約以外の労働市場に影響して賃金の底上げになればいいかなと思いましたが、そんなに簡単なことではなくて、今年からは、こども保険、子ども・子育て支援金制度も支援金制度も始まりますし、基礎控除が所得税だけ上がって、住民税も社会保険料も壁は上がらなかったの、所得税の壁まで働いた方と、その方を雇っている企業は社会保険料を負担しなければなりません。多くの健康保険組合が赤字ですし、経営にゆとりのある企業はよいのですが、中小企業などはこども保険料も上乘せされた社会保険料の使用者負担をしなければならず、厳しい環境です。その上、公契約条例で人件費相場を公定価格で担保される公契約に対し、賃金を努力で集めなければならない企業にとっては、人件費の相場が上がれば、人を集めにくい、今の従業員の賃金を上げなければならない、賃金と法定福利費などのダブルのコスト負担に耐えられない企業も出てきます。それらの企業に寄り添いたいので、反対です。

第14号議案 大田区手数料条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

コンビニ交付は便利になるからよさそうですが、システムベンダー経由で区民にデータが提供され、ベンダーに手数料を払う仕組みです。僅かな利便性のために区民の情報や交付手続きが企業に奪われます。情報は主導権を握る上で金や物と同じぐらい重要なインフラですから、反対です。私は、役所の手続きのために気軽に休める働き方が担保された。社会の実現を望みます。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本案中、第5号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算(第6次)、第9号議案 大田区職員定数条例の一部を改正する条例及び第14号議案 大田区手数料条例の一部を改正する条例の3件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第6号議案 令和7年度大田区国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)、第7号議案 令和7年度大田区後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)、第8号議案 令和7年度大田区介護保険特別会計補正予算(第2次)、第11号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第12号議案 大田区公契約条例、第36号議案 仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約の変更について、第37号議案 仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他電気設備工事請負契約の変更について及び第38号議案 仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他機械設備工事請負契約の変更についての8件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第10号議案 大田区行政手続条例の一部を改正する条例ほか3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決並びに同意であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第2を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第2

第15号議案 大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例 ほか3件(委員会審査報告)

○鈴木隆之議長 地域産業委員長の報告を求めます。

〔23番田島和雄議員登壇〕(拍手)

○23番(田島和雄議員) ただいま上程されました第15号議案 大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例ほか3件につきまして、所管地域産業委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

第15号議案 大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

キッズな大森が移転し、その跡地は、こども未来総合センターの分館として活用されるとのことであるが、区は大田区公共施設適正配置方針により総量抑制を目標としていると認識している。機能の高度化や地域力の最大化に対して適正に動いていると推察するが、全体のロードマップを区ではどのように考えているのかとの質疑に対し、公共施設の総量抑制と区民ニーズや行政需要への対応のバランスを取ることが重要と考えている。施設整備方針等に基づいた取組の下、適時適切にロードマップに準じた形で進行管理、状況管理をしながら調整を行っている状況であるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

その際、これまで運用していた子ども家庭支援センターの一部についても、今後も分館として継続した子育て支援施設としての活用が見込まれていることで、大田区の子育て支援の幅が広がることや、スマイル大森内にすでに入居している様々な機能を有した区施設との連携、協働などが期待できると考えるとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第15号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

次に、第16号議案 大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例並びに第17号議案 大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

施設の室場の名称に、集会室と多目的室とがあるが、この集会室と多目的室という呼び方の違いにより、使用用途の違い等はあるのかとの質疑に対し、集会室は主に会議等での利用を想定している。一方で、多目的室は、二部屋の間に移動可能な壁を設置し、つなげて使用することが可能である。また、ふれあいはずぬまにおいて室内運動の利用が多くあり、移転後も継続して使用可能となるように、床材についても室内運動に対応するものを設置しているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第16号議案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

その際、蒲田西特別出張所の移転は単なる施設変更ではなく、地域拠点機能の再構築として捉えるべき政策だと考える。集会室の稼働率や地域連携事業数など成果指標を設定し、定期的に検証する仕組みの導入と、効率と成果を軸に、区民負担の最小化と最大効果の実現を求めるとの意見・要望がありました。

次に、第17号議案につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、施設使用料が、ふれあいはずぬまと比較して3倍から6倍程度と大きく上がる。受益者負担割合区分の見直しを含めて、施設使用料の引上げの算定方法の見直しを求めるとの意見・要望がありました。

一方、賛成の立場から、都区合同庁舎と西蒲田七丁目複合施設が近隣する複合拠点として相乗効果を発揮し、区民の利便性向上につながることを期待する。あわせて、移転当初に利用者が混乱することのないよう丁寧な周

知と案内を求めるとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第16号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

また、第17号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

次に、第18号議案 大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

今回の使用料改定について、近隣の同様の施設使用料と比較してどのような状況かとの質疑に対し、産業プラザP i Oの1時間当たりの平米単価は23.4円であり、23区内で1000平米以上のホールを有する他施設の29円や32円などと比較しても安価であると判断しているとの答弁がありました。施設の貸出区分全体のうち、値上げとなるのは何区分あるかとの質疑に対し、全体で48区分あり、そのうち46区分において値上げとなるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本案につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、産業プラザP i Oは、その設置目的を鑑み、今回の受益者負担の適正化の算定による改定は、区内産業や区民への影響は大きいと考えるとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、多くの利用区分において値上げとなるが、現在の使用料金設定が低額であるため、これを機に、より使いやすい仕組みづくりを求めるとの要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第18号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

以上、所管地域産業委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。(拍手)

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、佐藤 伸議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、28番佐藤 伸議員。

[28番佐藤 伸議員登壇] (拍手)

○28番(佐藤 伸議員) 日本共産党大田区議団を代表して、第17号議案、第18号議案に反対の討論を行います。

まず、第17号議案 大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例は、建設中の仮称西蒲田七丁目複合施設、蒲田西地域力推進センター分館に、ふれあいはずぬまにあった集会室の機能を置き込むための条例改正です。委員会での質疑でも明らかになりましたが、ふれあいはずぬまにあった和室に対応する置き量を無料で貸し出すなどして区民利用者の声に応えることは評価できます。しかし、ふれあいはずぬままでは、集会室の施設使用料は300円から740円でしたが、仮称西蒲田七丁目複合施設の集会室、多目的室は、施設使用料が1800円から2400円に設定されるなど3倍から6倍と大きく上がります。

その根拠は、受益者負担の適正化を趣旨に2015年度に定められた統一的な施設使用料算定についての基本的な考え方に基づいて算出されたものです。この間、新施設や大規模改修した施設の使用料がこの考え方を基に算出され、とても高く設定され、これまでの利用者が使用できないと多くの区民から、また、区議会でも多くの会派から、それぞれ批判や見直しを求める声が出されています。受益者負担割合区分の見直しも含めて施設使用料の引き上げの算定の見直しを求め、議案に反対をいたします。

次に、第18号議案 大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例は、大田区産業プラザP i Oの施設使用料を、先ほどの17号議案と同じく、受益者負担の適正化の算定により改定するものです。大田区産業プラザP i Oは、委員会での答弁にもあったように、今回の改定で48区分中46区分で値上げであり、全体的に値上げになります。産業プラザP i Oは、大田区産業の環境基盤を整備し、その活性化を図り、あわせて産業活動を担う勤労者の福祉向上に寄与することを目的とした産業支援の拠点施設として設置されております。この趣旨に鑑みても、今回の受益者負担の適正化の算定による改定は産業プラザでは初めてですが、区内産業や区民への影響は大きく、施設使用料の値上げとなる本条例改正に反対をいたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、47番奈須利江議員。

[47番奈須利江議員登壇]

○47番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第16号議案 大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例、第17号議案 大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場から討論いたします。

元の蒲田西特別出張所は、当初、長寿命化で対応するはずでしたが、工事を始めたら図面や事前の調査では想定できないほど、また、長寿命化改修では対応できないほど出張所の躯体に問題があり、改修費が新築費用を上回ることが判明したため、改修ではなく解体して建て替えることにしてできたのが出張所付属施設です。長寿命化だったのに、十分な議論と合意形成の下、計画を策定するかと思ったら、長寿命化からいつの間に新築に変わっていました。この経緯は今も問題だったと思っています。長寿命化でも、新築になったとしても、蒲田西特別出張所は現地で建て替えすべきで、都との合同庁舎内に移転すべきではなかったと考えます。公共施設整備で幾度となく床面積を減らす計画と言っていますが、こういう一つ一つに厳しい目を向けなければ、人口減少時代の  
大田区の身の丈に合った施設整備、床面積の減は不可能です。反対です。

第18号議案 大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場から討論いたします。

区施設の利用料金は、おおむね4年に一度改定しています。ところが、指定管理者制度の中でも、利用料金制という区民の利用料を直接指定管理者の収入としてよい制度を採用している事業者は例外で、直近では令和7年第1回定例会において、施設使用料の改定議案が出されていますが、産業プラザの利用料金は改定されませんでした。民営化は市場経済原理に委ねることでサービスが上がり、コストが下がると説明されて導入されました。しかし、現実にはこの産業プラザのように料金改定の時期も他の施設と異なっているわけです。産業プラザは企業努力の余地が小さいのです。しかも、産業プラザは、固定費は利用料金で担っているそうです。

そうすると、大田区からの事業の委託費は何に充てているのかという話になり、委託費の妥当性も問われますし、そもそも利用料金制を採用する意義が見当たりません。産業プラザは営利企業の使用も許していますので、利用料も高額で、区からのふんだんな受託事業を受けている産業プラザにとっては収益性も高いと思われます。料金の設定の在り方にも問題があるわけです。第三セクターが、区からの多くの受託事業を受け、区の施設を使用して事業を行い、しかも、利用料金を採用し、区の他施設の一律改定とは違う時期に料金改定をする。いずれも妥当性が見えにくく、この問題は、第三セクターや指定管理者制度の、外郭団体ですね。すみません。第三セクターは外郭団体です、指定管理者制度の利用料金制の問題でもあり、制度そのものも含め、反対といたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本案中、第17号議案 大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例及び第18号議案 大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例の2件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第15号議案 大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例及び第16号議案 大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例の2件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第3を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第3

第19号議案 大田区介護保険条例の一部を改正する条例 ほか5件(委員会審査報告)

○鈴木隆之議長 健康福祉委員長の報告を求めます。

[3番大森昭彦議員登壇] (拍手)

○3番(大森昭彦議員) ただいま上程されました第19号議案 大田区介護保険条例の一部を改正する条例ほか5件につきまして、所管健康福祉委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

まず、第19号議案 大田区介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

令和7年度税制改正により、令和6年度から8年度の第9期介護保険事業計画期間中の介護保険料収入に生じる不足を防ぐことを目的とした条例改正とのことであるが、国の試算で約1億3900万円程度の不足が生じる区の保険料収入について、どのように補填されるのかとの質疑に対し、通常、給付の急増や保険料収入の不足が生じた際には、介護保険制度では基金を取り崩して補填する仕組みになっているが、今回は保険料収入の減を見込み、保険料の所得段階が下がらないよう政令が改正され、それに伴い条例改正を行うため、この税制改正による保険料収入不足は生じない想定であるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本案につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、区は、国による介護保険法施行令の改正に伴う2026年度の保険料率の算定に関する特例措置に従うことなく、区独自で保険料の減免をすることを求めるとの意見・要望がありました。

一方、賛成の立場から、給与収入が55万1000円以上190万円未満の人は、令和7年度税制改正前の基準に基づき合計所得金額が計算され、区民税の課税・非課税判定も同様に、税制改正前の基準に基づき行われることで、給与収入が変わらなければ、令和7年度と同額の介護保険料となる見込みである。介護保険制度の持続性の意味からやむを得ないと考える。令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等に関する規定の整備に向けた条例改正であり、これにより制度の安定化が図られるものと評価するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第19号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

次に、第20号議案 大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例ほか4件につきまして、主な質疑について申し上げます。

法改正に伴い、項ずれ等の改正を行うとのことであるが、本改正により、区民への影響は生じるのかとの質疑に対し、今回の改正による区民への影響はないとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本案につきまして、全員賛成の態度が表明されました。

その際、国の法律改正によって生じる項ずれ等を整理する改正であり、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第20号議案から第24号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

以上、所管健康福祉委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。(拍手)

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、杉山こういち議員、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

まず、30番杉山こういち議員。

[30番杉山こういち議員登壇] (拍手)

○30番(杉山こういち議員) 日本共産党大田区議団を代表して、第19号議案 大田区介護保険条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

委員会での賛成での討論では、2025年度の税制度改正により所得税の控除額が引き上げられることにより、条

例の一部を改正しないと歳入で保険料が約1億3900万円不足することから、改定をし、歳入を確保して安定的な介護の運営をすることなどが挙げられました。介護保険事業のこれまでの実績から見ると、第8期の最終年度の2023年度の決算では、次期への繰越しが4億2848万円余、7期事業の最終年度の2020年度は18億1938万円余を次期に繰り越しています。財源はあります。また、介護保険給付に要する費用に不足が生じた場合、その不足額の財源に充てるために積み立てている介護給付費準備基金は2024年度末で51億9000万円余もあり、これに充てることも考えられます。2025年度の税制度改正では、手取りを増やすことが目的です。その趣旨に従い、歳入減となる約1億3900万円の保険料は、介護給付費準備基金を取り崩せば対応可能であり、国による介護保険法施行令の改正に伴う2026年度の保険料率の算定に関する特例、据置きに従うことなく、大田区独自として保険料を減額することを求めて、反対といたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、47番奈須利江議員。

[47番奈須利江議員登壇] (拍手)

○47番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第19号議案 大田区介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場から討論いたします。

この議案は、給与所得控除が10万円引上げになるので、一部の被保険者の保険料段階が移動して、大田区の保険料収入が少なくなるため、大田区の保険料収入が減らないよう、給与所得控除10万円が保険料算定に影響しないよう、特例を設けて算定方法を変えるための条例改正です。なので、区民の保険料は、給与所得控除が10万円増えたのに所得階層が変わらない、保険料は高いままです。

私は、この議案は、大田区の保険料収入が少なくなるため、特例を設けて大田区の一般会計から特別会計への繰出しができるよう改定するのかもしれないと思いをしていました。まさか保険料を下げないでおくなどとは思っていませんでした。大田区は、市長会連合会の一員として、基礎控除引上げも声明を出したことでやめさせています。その上での僅かに上がった10万円の給与所得控除という区民のささやかな恩恵を奪うなどとは想像もしていませんでした。

国は、この保険料の減を1%と試算しています。大田区では1億3900万円だそうです。基金で負担すべきではないでしょうか。あるいは給与所得控除10万円上げたときに分かっていたはずですから、国が法律整備すべきなら、不足分を税で負担できるようにすることだと思います。

その後も詳しく制度についてご説明をいただいていたのが、多くの職員の皆さんは税金を受ける、確保する立場でこうした施策を見ている、考えているということでした。基礎控除引上げをまず財源不足と捉えた国も、大田区も、全国の首長もそうなのでしょう。私は、払う側の立場で考えていました。もちろん私の議案への理解が不十分だったのはそのとおりですが、私の思い込みが、先入観で理解を形づけてしまいました。税金は納税者がいて、納税するから集まるものです。どうか大田区におかれましては、政策を立案するときに税金をもらう立場、使う立場ばかりでなく、負担する立場でも考えていただきたいと思います。

大田区は、市長会連合会の一員として基礎控除引上げも声明を出したことでやめさせています。そうやって集める税金がアウトソーシングされているサービスを提供する事業者には払われるわけです。今の区政は、公共インフラ整備はもとより、コンビニ交付も、施設の管理運営も、生活保護も、保育も、介護も、ほとんどを営利企業をはじめ事業者には任せていただいています。

2015年の改定日本再興戦略に企業の自己資本に対する当期純利益、ROEの割合が10%を超える上場企業は、2年前の4社に1社から3社に1社になったと書かれています。大田区が税金でアウトソーシングすればするほど、その税金の10%以上が、例示されていましたが、こうした企業の投資家の利益になっている可能性が高いのです。そうした方たちにとっては、税金は使ってもらって大切な財源です。一方で、税や社会保険料、その経済活動のコストである賃金などから負担する区民や社会保険料負担に悩む経営者などにとっては、社会保障など税が大切な役割を担っていると知っていても、税は負担する費用です。

区長が出した声明が基礎控除引上げの抑止力となり、所得税の基礎控除との大きな差を生み、本来減るはずの保険料負担1億3900万円を区民にさせていることを重く受け止めていただきたいと希望し、条例改正には反対と

いたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本案中、第19号議案 大田区介護保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第20号議案 大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例ほか4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第4を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第4

第25号議案 地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例 ほか7件(委員会審査報告)

○鈴木隆之議長 まちづくり環境委員長の報告を求めます。

[11番高山雄一議員登壇] (拍手)

○11番(高山雄一議員) ただいま上程されました第25号議案 地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例ほか7件につきまして、所管まちづくり環境委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

まず、第25号議案 地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

本条例改正の追加事項として、地域コミュニティの形成をより一層推進するためとあるが、推進するための取組としてどのようなことを想定しているのか伺いたいとの質疑に対し、地域コミュニティ形成の重要な役割を担う商店街や自治会・町会の方々に対して、事業者から計画について事前に情報提供を行うことで、地域課題に対してどのように対応できるのか対話し、考えていくきっかけとなることが重要だと捉えているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第25号議案につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、建設をまちづくりの機会と捉えており、一極集中をさらに進め、住宅戸数を増やし、結果さらに空き家が増え、区民の財産権を侵害し経済的負担が重くなることが想定されるため、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、地域コミュニティの一つである商店街への配慮として、開発事業者が行うべき事項における実効性を高めるための要綱から条例への位置づけの変更、また、これらの地域コミュニティ形成の一層の促進を図るための事項における要綱から条例への位置づけの変更並びに規定化、さらには高台緊急避難施設の確保に向けた新たな規定としての努力義務の策定など、区民にとって安心・安全なまちづくりに向けた条例改正であり、賛成とするとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第25号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

続いて、第26号議案 大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申

上げます。

所掌事項に勧告を加える改正の狙いについて伺いたいとの質疑に対し、これまでも手続上の流れとして、勧告は運用されていたが、今回、条例に追加することにより、区民にも分かりやすい説明を可能にすることを目的としているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第26号議案につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、固定資産税減免の住宅地特例の解除など、区民に大きな経済負担をもたらす可能性があるため、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、管理不全空家は近隣住民にとって、雑草や樹木の放置により害虫や小動物のすみかになるなど大変迷惑を感じられており、また、倒壊のおそれがある空き家は、台風や地震等の大規模災害時は、二次被害も考えなければならない。本区からもあらゆる手段で所有者へ何度も連絡を行い、改善に向け取り組んでいるが、条例に基づいた勧告となると、問題意識がなかった所有者も重く受け止めざるを得なくなり、効果があると考え、賛成とするとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第26号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

続いて、第27号議案 大田区立公園条例の一部を改正する条例について、主な質疑について申し上げます。

平和の森公園の一部が仮設校舎として占有されるとのことであるが、工事時期としてはいつ頃を予定しているのかとの質疑に対し、令和10年度以降の工事を想定しているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第27号議案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

その際、仮設校舎を学校敷地外に移設する無人改築を実施することで、工事期間中の良好な学習環境の確保や工事期間の短縮が図られることから、賛成する。教育環境確保のために必要な措置と理解するが、平和の森公園は区の行事が行われるだけでなく、保育園や小学校の遠足などで利用され、また、多くの区民の憩いの場として親しまれている公園であり、仮設校舎が建てられることで区民の利用は大きく制限されることになる。工事終了後は速やかに原状復帰し、本来の公園機能の回復、区民への周知、また、代替となる公園の紹介などを行うことを求め、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第27号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第28号議案 大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

夜間照明設備の新設に伴う使用料の新設だが、金額の算出根拠を伺いたいとの質疑に対し、夜間照明工事に関する工事費や維持管理費、その他人件費等も含めて算出しているとの答弁がありました。

開園時間が夜の9時30分まで延びることにより生じる近隣の交通や騒音の問題について、どのように対策を行うのかとの質疑に対し、地元住民への説明を丁寧に行っていく。例えば団体利用者には車両台数を絞って来ていただくことへの周知や、違法駐車への注意等の対応を徹底していくとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第28号議案につきまして、反対・賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、建築管理運営費の50%を利用者が、残りを税金で負担することとなり、適正規模の考え方がされていないため、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、受益者負担の適正化による区民間の公平性の確保と施設サービスの維持向上を目指すものであるため、賛成とするとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第28号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

続いて、第29号議案 大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、主

な質疑について申し上げます。

資源の持ち去りが発生した際に、直ちに罰金刑が科されることはあるのか伺いたいとの質疑に対し、1回目ですぐに罰金とはならず、まず、パトロールで発見した場合には警告を行い、次の段階として命令書の交付をし、それでもなお行われる場合には警察に対して告発を行うとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第29号議案につきまして、反対・賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、一握りの不適切な持ち去りなどのために条文を変えると、結果、製造から廃棄まで、民間企業の経済システムの中に組み込まれ、厳密に運用されることになる。規制すべきは、集積所などの衛生などを乱すことで、これは現行条例でもできるため、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、金属類等の売却目的で不燃ごみや粗大ごみの持ち去り事案が多発しており、廃棄物の適正処理を妨げるのみならず、区内の治安悪化につながることも懸念される。こうした状況の中で、区による取締りの強化及び警察機関との連携による対処を可能とする目的も含む改正であることから、賛成とするとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第29号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

続いて、第39号議案 特別区道路線の認定についてにつきまして、主な質疑について申し上げます。

今回整備を行うことで影響のある土地所有者の件数はどの程度か伺いたいとの質疑に対し、建物所有者や土地所有者以外の数は調査中であるが、土地所有者としては65件であるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第39号議案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

その際、特別区道路線の認定を行うことにより、大森駅西口の補助第28号線の道路整備事業がスムーズに進み、人も車も安心・安全に通行できる道路に改善されると考え賛成するが、土地所有者や賃貸で営業している方々などの関係者は立ち退きによる負担もあるため、誠実かつ丁寧な説明と支援を行うことを強く求めるとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第39号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第40号議案 大田区立本羽田第二児童公園の廃止についてにつきまして討論を行いましたところ、全員賛成の態度が示されました。

その際、都営住宅の建て替えに伴う返還であるが、完了後には同規模の児童公園が再設置されるとのことであり、こどもたちの遊び場が確実に確保されるよう、計画の着実な履行を求め、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第40号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第41号議案 区の義務に属する損害賠償の額の決定についてにつきまして、主な質疑について申し上げます。

街路樹の建築限界を確保できていなかったとのことであるが、今後の対応について伺いたいとの質疑に対し、建築限界が取れていない街路樹がほかにも区道上にあることは承知しており、適宜、伐採や剪定などを行い、建築限界を取れるよう努めていくとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第41号議案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

その際、建築限界を超えている街路樹が区道にはほかにも存在しているため、地域にも配慮しつつ、適切な管理を行うことを要望し、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第41号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

以上、所管まちづくり環境委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。(拍手)

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、奈須利江議員、村石真依子議員から通告がありますので、順次これを許します。  
まず、47番奈須利江議員。

[47番奈須利江議員登壇] (拍手)

○47番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第25号議案 地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

社会の実情は必ずしも法令で守られるだけではありません。特に日本の場合には、自然や、風土や、文化や、歴史や、慣習や、産業や、経済ほかと、それらを基盤にして成り立つ様々なコミュニティが社会の秩序となって一定の拘束力などの機能を果たしてきました。明治以降は、そこに西洋の法体系が加わり、護送船団方式とか1億総中流とかやゆされましたが、互助システムをつくり上げてきました。こうした日本の構造を、行政改革、構造改革という旗印の下、グローバル投資家利益に資するシステムに変えられてきました。そういう中に私たちが置かれているという基本的な認識が大切だと私は考えています。

コミュニティが希薄化して法文化されていない秩序が壊れているのに、新たに明文化してコミュニティと秩序をつくろうとしても、属人的な力を誰かに与えるだけで、コミュニティに依存した秩序は取り戻せません。今の条例も、当時全国に類のない町会、商店会などが地区計画などの策定の門前払いができるようにして、事実上の承認権を与えるようになっていきます。当時、上智大の教授と柄の浦都市計画道路の取消しを勝ち取った弁護士に相談し、条例の修正案を共産、ネット、みどりと、フェアな民主主義で出しましたが、否決されています。今もマンション建設などにおいて、住民より先に説明することも多く、地域のお墨つきのような形になっていますが、この条例改正で説明が明記されれば、さらに中高層条例も無力化するでしょう。既に昨年の浸水に関わる整備の説明は、下水道局は対象地域の住民全員に呼びかけたいとしています。区が下水道局につくらせるチラシは住居表示がなく、町会、商店街名だけで対象者を一部と誤解させます。町会、商店会への説明だけでしたら、それもあると思いますが、そのチラシをもって今回の説明会だけで地域住民に説明したことにするなら、町会などに所属していない住民を排除していることになります。

地域のコミュニティを代表する町会などの中に、地域に住まない会長が出ていました。生活などに依拠したつながりの実態のないコミュニティで、権限化させても、まちづくりは支えられません。冒頭の仕組みが重要です。しかも、まちづくりの基本に、基本構想、都市計画マスタープランなど各種の計画などを列挙していましたが、列挙をやめ、今後つくるものまで広く含まれるようにしています。

その計画は、京急蒲田の地区計画が変わったときもそうでしたが、行政内部で、公民連携で事業者などと相談して課題解決のために変えるのではないのでしょうか。変えた上位計画などが自動的にまちづくり条例に反映される条文に変えられているのも問題です。条例を利用し、事業者と行政が執行しやすいまちづくりにすると、区は事実上の一部の奉仕者になってしまいます。反対です。

第29号議案 大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

改正で、資源に加え、一般廃棄物まで一握りの不適切な持ち去りなどのために条例を変えると、結果、製造から廃棄まで民間企業の経済システムの中に、税で負担する廃棄物処理が組み込まれ、厳密に運用されることとなります。規制すべきは、集積所などの衛生などを乱す持ち去りで、現行法令でもできることです。反対です。

第26号議案 大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論いたします。

改正で、審議会の所掌事項に管理不全空家と特定空き家へ区長が勧告することの適否の判定に関することが加わります。そうなる改善のための経済負担、固定資産税減免の住宅特例の解除など、区民に大きな経済負担をもたらす、場合によっては、不動産の売却を余儀なくされる区民が出てくる可能性のある勧告に、審議会の諮問結果がより大きく影響するようになります。

大田区も国も今も住宅戸数を増やす施策を取り、つくってもうける人たちの開発利益を上げられる仕組みで、結果、空き家を増やして、空き家を抑止する根本的な施策の取組はありません。今は空き家対策について適

正に運用されていますが、今後の住宅建設と区民の経済状況と人口等から見た空き家の増え方は、空き家を保持し続けることをさらに難しくします。ネズミや落書きなどといった低い要件で管理不全空家などへの指定が可能になっていますから、外部の機関に委ねることで、より管理不全空家などへの指定が促進される可能性があります。反対です。

○鈴木隆之議長 次に、31番村石真依子議員。

[31番村石真依子議員登壇] (拍手)

○31番(村石真依子議員) 日本共産党大田区議団を代表して、第25号議案、第26号議案、第28号議案に対して賛成の討論を行います。

第25号議案 地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例は、大田区基本構想及び基本計画等の策定に伴い、まちづくりの基本理念や責務などを改め、商店街において事業を行う開発事業者が行うべき事項コミュニティ形成を一層推進するために開発事業者が行う事項、高台緊急避難施設の確保に向け、開発事業者等の努力義務を定めるものです。

区民の方からは、町会内にマンションが建っても転居してきた方が町会に入ってくれない、入居時に町会加入を勧めることをマンション会社などに依頼しても何もしてくれないので困っているなどの声を聞くことが増えました。今回の条例改正で、開発事業の建築物の居住者に対する事業区域の自治会等への加入誘導に努めること、事業区域の自治会等が行う活動等に協力するよう努めることが入ったことは評価できます。また、商店街において集団住宅建設事業及び一定規模建設事業を行う開発事業者は、商業集積の持続的発展に配慮し、商店会に対し、事前に説明を行うものとするなどの条文が追加されたことは、商店街にマンションが建つときに店があったところが駐車場になってしまい、商店街としての機能が損なわれてしまうという問題を解決することに寄与すると考えられます。

一方で、大田区基本構想・基本計画の策定に伴う改定で、水や緑などの自然環境を大切にすや、災害に強いまちづくりの推進という文言が全面的に削除されたことが、小中学校、公園、都営住宅などの改築に樹木の伐採が大胆に進められていることにつながっているのではないかと危惧されます。SDGsを掲げる大田区ですから、緑率だけでなく、都市部のヒートアイランド現象を止めるのに重要な役割を果たす樹冠被覆率の増加も目指していることを、改定後の第3条、豊かな環境やSDGsに掲げる持続可能なまちの実現などの中に位置づけているということを改めて確認して、賛成とします。

第26号議案 大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、2023年に新しく規定された管理不全空家に対する勧告と特定空き家に対する勧告を行うことの適否の判定を審議会の中に位置づけるものです。委員会では、固定資産税減免の住宅特例の解除など区民に大きな経済的負担をもたらす可能性があるとの意見がありましたが、長年放置され、倒壊のおそれがある管理不全の空き家を改善させることは、近隣住民の安心・安全のために区民から求められてきたことです。今後も丁寧な調査、働きかけを行いながら、空き家対策を進めることを求めて、賛成とします。

第28号議案 大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、森ヶ崎公園のフットサル場とサッカー場における夜間照明設備の新設に伴い、使用料を定めるものです。夜間も使用できることは区民の要望でもあり賛成ですが、周囲の道路も駐車場も狭く、車が増えることへの不安の声が近隣の方々から上がっているので、区民の声に丁寧に対応して対策を立てることを要望して、賛成といたします。

以上で討論を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本案中、第25号議案 地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例、第26号議案 大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例、第28号議案 大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び第29号議案 大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の4件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第27号議案 大田区立公園条例の一部を改正する条例、第39号議案 特別区道路線の認定について及び第41号議案 区の義務に属する損害賠償の額の決定についての3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第40号議案 大田区立本羽田第二児童公園の廃止についてを採決いたします。

なお、本案については、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例第5条の規定により、3分の2以上の者の同意が必要であります。また、本職においても表決権を行使しますので、そのようにご了承願います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第5を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第5

第30号議案 大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 ほか3件(委員会審査報告)

○鈴木隆之議長 こども文教委員長の報告を求めます。

[19番田村英樹議員登壇] (拍手)

○19番(田村英樹議員) ただいま上程されました第30号議案 大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例ほか3件につきまして、所管こども文教委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

初めに、第30号議案 大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

PMH導入について、区内の医療機関でのオンライン接続率を伺いたいとの質疑に対し、昨年5月時点で、病院が8.3%、医療医科診療所が6.4%、歯科診療所が4.9%、薬局が28.7%、全体で11.7%であるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が示されました。

その際、対象者の医療費助成の資格確認がオンラインで実施できるようになるため賛成するが、PMH接続率の低さは課題であり、特に医科・歯科診療所に対する積極的な働きかけを要望するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第30号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

次に、第31号議案 大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

医療証がありマイナ保険証がない場合、これまでどおり助成を受けることが可能か伺いたいとの質疑に対し、紙の医療証で助成を受けることが可能であるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が示されました。

その際、第30号議案と同様、対象者が医療費助成を受ける際に、個人番号カードを提示する方法を追記するものなので、そのほかは文言整理による改正であり、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第31号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

次に、第32号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

昨年審議して制定したばかりの条例であるが、内閣府令の関係で改正するという認識でよいか伺いたいとの質疑に対し、認識のとおり、内閣府令96号等の改正に伴う文言整理を行うものであるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、新しいこどもが短時間、日替わりで通園することになれば、保育士の配置基準等で配慮されているとはいえ、こどもの命と安全を守ることができるか懸念があることから反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、4月施行のこども誰でも通園制度の条例改正は内閣府令に基づく文言整理であり、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第32号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

次に、第33号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

以前、ソーシャルワーク機能の重要性について、周辺に早い時期からつないでいき、顔の見える関係を構築していくとの答弁を得たが、その後の状況について伺いたいとの質疑に対し、周辺にある大森中・東糀谷児童館などで行われるプログラムを大森南児童館の職員が宣伝し、働きかけを行い、その周辺の児童館に行ってみたという利用者の感想を聞いているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から大森南児童館を廃止することについて、児童館構想ではおおむね中学校区に1か所としていることから反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、児童館の利用対象者について、18歳未満とし、保護者や妊婦などを柔軟に支援できるよう規定を整備するものであり、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第33号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

以上、所管こども文教委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。(拍手)

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、すがや郁恵議員、庄嶋孝広議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、29番すがや郁恵議員。

[29番すがや郁恵議員登壇] (拍手)

○29番(すがや郁恵議員) 日本共産党大田区議団、すがや郁恵です。私は日本共産党区議団を代表して、ただいま上程されました。第30号議案 大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、第31号議案 大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に賛成、第32号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、第33号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

まず、第30号議案、第31号議案は、ひとり親家庭、乳幼児、義務教育就学児及び高校生等に関わる医療費の助成を受けるときの手続きに、個人番号カードを提示する方法を追加することによる改正です。今条例においても、マイナ保険証を利用したくない人は、これまでの医療証も活用できるので、賛成します。

次に、第32号議案は、昨年第4回定例議会で示された大田区乳児支援事業の設備及び運営に関する条例を、内閣府令の変更に伴って、規定を整備するために上程されました。

この制度は、親の就労にかかわらず全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備しなど、保育所等に通っていない乳幼児が時間単位で通園できるものです。しかし、問題は、面積や保育士の配置基準について、区は子ども1人当たりの面積、保育士の配置は有資格者6割と国の基準を超えているとしていますが、従来、保育士の配置は最低基準を満たすには全員常勤有資格者としてきました。それを規制緩和し、短時間勤務保育士を導入するなど、正規から非正規へと置き換えが進められていました。本制度においても、全員の有資格者にすべきです。

また、この制度では、まず保護者が大田区に申請します。その後は、受け入れる施設の空き状況によって、施設と利用者の直接契約になります。他区や他自治体、他県からも空きがあれば利用が可能です。ふだん通園していない子どもが短時間、日替わりで来るとなれば、こどもの命と安全を守ることができるか、強く懸念されます。子どもを理解するには一定の時間もかかりますし、現在通っている子どもたちの保育にも支障があってはなりません。全ての子どもたちの育ちを応援するには、保育士の配置基準を抜本的に改善し、公が責任を持つ保育施設の体制をつくることです。よって反対です。

次に、第33号議案は、児童館の利用する年齢を18歳にすること、大森南児童館の廃止をするためのものです。

児童館構想では中学校区に1か所としているのに、大森南児童館を廃止すれば、大森第一中学校区では児童館がゼロになるので、児童館構想にも反するものです。どうして廃止するのかなどという質問に対して、近くに児童館がある、大森第四小学校の中に学童保育室ができた、児童館構想で28施設にするでは理由になりません。私も参加した説明会では、地域の方が、自分たちの地域から大森東四丁目センターもなくなった、今度は大森南児童館も廃止になれば子育ての施設がなくなる。保護者の方からは、初めての子育てで悩んでいたときに先生方に助けられた、児童館をなくさないでほしい。小学校では、学区域に出るときは保護者と一緒と言われているのに、呑川を渡って東糞谷児童館まで、産業道路を渡って大森中児童館まで行かせるのかなどの意見が出されました。そのような声を受け止めず、強引に区の方針で進めるのは問題です。公の施設は身近にあることが大切です。よって大森南児童館の廃止は認められません。反対です。以上で討論を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、40番庄嶋孝広議員。

[40番庄嶋孝広議員登壇] (拍手)

○40番(庄嶋孝広議員) 立憲民主党大田区議団、庄嶋孝広です。ただいま上程されました議案のうち、第33号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例について、会派を代表し、理由は後ほど示しますが、賛成の立場から討論いたします。

本議案については、子ども文教委員会において、我が会派の小川あずさ委員が賛成討論を行ったところですが、私のほうで当該地区の皆さんとお話をさせていただいたことを踏まえ、委員会討論の内容に追加する形で本会議討論を行うものです。

まず、改正点のうち、利用対象者の見直しについてですが、児童館の対象を、児童福祉法における児童の定義に合わせて18歳未満まで広げること、さらに、妊娠期にある方なども柔軟に支援できるようにすることは、切れ目のない支援体制をつくる上で重要です。この点については評価し、異論はありません。

問題は、大森南児童館の廃止についてです。当該地区である大森東地区では、令和4年3月に大森東四丁目センターが廃止されました。そして、今回、大森南児童館が廃止されれば、僅か4年の間に地域にあった二つの児童館機能が失われることとなります。2月24日の本会議質疑で、すがや議員が、大田区児童館構想がおおむね中学校区に1施設を目途としていることに反しないかとただしたのに対し、学区域のみを捉えて機械的に判断するというものではない。また、比較的近い距離に複数の児童館が配置されていることから、子どもや保護者の利用

機会は維持できるものと判断する旨の答弁がありました。

しかし、私自身、保護者や青少年育成に携わる皆さんと意見交換しましたが、大森第一中学校区から児童館がなくなることに強い喪失感を抱かれており、地域感情として当然と受け止めました。また、比較的近い距離といっても、例えば小学校低学年のこどもだけでどこまで自力で行けるのか、行ってよいのか、保護者が安心して送り出せる距離なのかなど、こどもの目線に立った検証は十分だったのか、明らかにされていないように思います。

児童館構想は行政計画であり、議会で議決したものでもないため、もとより内容の全てを是認しているわけではありません。そんな中でも施設である以上、老朽化もしますし、将来的に何らかの再編が必要になることは理解します。

ただ、今回、大森南児童館の廃止が明るみになったのは、昨年10月15日のこども文教委員会における事務報告でのことであり、その後に利用者や地域への説明が始まったにもかかわらず、僅か半年足らずで閉館というのはあまりに拙速ではなかったでしょうか。廃止を前提にするにしても、児童館に限らない形で、こどもの居場所をどう確保するのかを、こどもや保護者、地域とともに最初から考えるのが必要な姿勢であったはずですが、子育てNo.1都市を目指す大田区のあるべき姿ではないでしょうか。

結果として、突然の事態に驚いた地域の皆さんからの要望や提案を受け、大森南児童館を利用するこどもや保護者へのアンケートが実施され、地域との連携によるこどもの居場所づくり、大森東モデルが提示されるに至ったことは承知しています。近隣児童館から職員が出向く形で、大森南図書館で乳幼児プログラムを行うどこでも児童館、また、大森第四小学校の放課後こども教室を児童館の一般利用のように一時帰宅してからでも柔軟に利用できるようにする運用などが、今年1月から先行して始まっています。遅ればせながらも、こども、その保護者、応援する地域の方々の声を聞く姿勢を持った点はよかったと考えます。

最も大森南児童館に代わるこどもの居場所として、これらの取組で十分なのかは今後の検証が不可欠です。大森南図書館での乳幼児プログラム、どこでも児童館は第1・第3水曜日の月2回、第5水曜日がある場合でも月3回の実施です。児童館の利用者アンケートでも、乳幼児保護者について、こどもや保護者同士の交流や育児相談をできるところがなくなるのではないかと不安を抱えていることがうかがえたと分析されています。児童館構想でもソーシャルワーク機能が盛り込まれており、親子のSOSに気づけることが大事です。乳幼児親子の居場所については、1年前の令和7年予算特別委員会で、子ども・子育て支援法に基づく子育てひろば事業について取り上げましたが、国や東京都の財源も活用して人件費も出せるわけですから、区民が運営するタイプの子育て広場を設け、児童館が担ってきた居場所機能を補完してはどうかと、改めて提案します。

大森東モデルの配置図には、どこでも児童館の大森南図書館、大森第四小学校の放課後こども教室とともに、大森南児童館の跡地もハイライトされています。昨年10月のこども文教委員会での事務報告でも、今後は子育てニーズ等を踏まえながら、こども施策の推進に資する活用となるよう関係部等と調整を図り、跡地活用方法等を検討していくとありました。このことをしっかりと守ることを求めます。

また、大森南児童館の利用者アンケートでは、小学生がボール遊びのできる公園など、体を動かして自由に遊べる屋外の遊び場を求める声が多いことも把握しています。大森東モデルの施設配置図の中には、森ヶ崎公園にボール利用可能な広場があることなども示されていることに注目します。さらに、森ヶ崎緑華園の管理事務所を自習スペースとして使っている姿が見られたり、テクノフロント森ヶ崎が学習支援の会場として使われていたり、地域資源を生かしたこどもの居場所づくりにも広がる機会となることに期待します。

この大森東モデルによるこどもの居場所づくりは、地域と協働しながら進めていくとされています。大森第四小学校で保護者や地域の皆さんが学校で朝ご飯を提供するこども食堂を行うなど、地域課題に取り組む人のつながりと実行力のある地域です。児童館に限らない形でこどもの居場所づくりを模索するのであれば、地域の皆さんとの対話を大切にしてほしいと考えます。そして、今後、区内他地区で児童館の再編に取り組む際には、今回の経験を教訓にしてほしいと考えます。

以上のように、決して手放しで賛同できる議案ではありませんが、当の大森南児童館では、この3月末での閉

館に向けた周知が行われており、今必要なのは立ち止まることではなく、前を向く力を持つ地域の皆さんと協働して、閉館後もこどもの居場所について継続的に検討し取り組んでいくことと考えます。

区がしっかりとその責任を果たすことを強く求め、本議案に賛成とする立憲民主党大田区議団の討論といたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、47番奈須利江議員。

[47番奈須利江議員登壇]

○47番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第30号議案 大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、第31号議案 大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正で、もともと行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例で、個人番号と乳幼児医療はひもづいていましたが、さらに、パブリック・メディカル・ハブ、PMHを利用できるようにするための条例改正です。

これまでの医療機関の受診に加え、自治体の医療助成もPMHで受けることができるので、個人がどのような医療ニーズを持ち、行政サービスをどのぐらい使っているかがガバメントクラウドにデータベース化されることとなります。区は今後、さらに政府の方針どおりPMHの利用拡大をしようとしています。PMHにマイナンバー情報がひもづくことを可能にしたので、自治体、医療機関等をつなぐ情報連携システムというPMHの名前のとおり、医療機関の情報までさらにガバメントクラウドに蓄積される可能性があります。医療情報は極めて個人の秘密に関わる情報の一つですから、それがスーパーシティーで認定された企業も利用可能なガバメントクラウドにつながる仕組みが構築されることには反対です。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本案中、第32号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び第33号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例の2件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第30号議案 大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び第31号議案 大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

会議が長くなりましたので、しばらく休憩といたします。

午後2時49分休憩

午後3時15分開議

○鈴木隆之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長しておきます。

日程第6を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第6

8第1号 施設使用料金設定の考え方に関する陳情 ほか6件

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本件については、村石真依子議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、31番村石真依子議員。

[31番村石真依子議員登壇] (拍手)

○31番(村石真依子議員) 日本共産党大田区議団を代表して、陳情8第1号、4号、5号及び請願8第8号を不採択とする委員長報告に反対し、採択を求める討論を行います。

陳情8第1号 施設使用料金設定の考え方に関する陳情は、原価計算で施設使用料をきめないでほしい、区民が利用しやすい使用料金設定にしてほしいというものです。

大田区は、施設の維持管理や運営に要する人件費などの経費のコストを把握した原価を使用料の計算に反映するとともに、施設サービスを利用する受益者と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があるため、受益者負担の原則を基本とし、施設サービスを利用する人に応分の対価を負担させるとして、公共施設での使用料とする考え方を2016年に定めました。

しかし、公の施設は、地方自治法に規定されているとおり、住民の日常生活に欠くことのできない施設として地方自治体が設置しなければならない義務となっています。また、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有しとあるように、住民が何人とも平等に利用できることができるという基本点が明らかにされています。この点から、大田区が行ってきた公共施設の使用料の受益者負担の適正化として区民に負担を強いることは、誤りであると言わなければなりません。そして、施設の設置運営の原価に人件費と改修費用などを使用料に加えていることは、公務員である職員の人件費と税金でつくった公共施設の原価で算定した使用料を区民が利用するために支払うとなれば、税金を支払っている区民にさらに大きな負担がのしかかります。

さらに、新しい施設は何でこんなに利用料が高いのかの声が多く、多くの区民から寄せられています。委員会では、物価高騰でコストが上がっているで値上げは仕方がない、原価の50%となっている、高齢者などに減免制度もあるなどの意見がありましたが、この間の物価高騰が区民の暮らしに大きな負担となっている中、値上げは区民からの理解は得られません。より多くの区民に趣味やスポーツ、社会教育等々に公共施設を利用していただき、新年度予算の柱の一つである「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」の実現につながります。本陳情を採択し、区民の声に応えるべきです。採択を求めます。

陳情8第4号 自転車用ヘルメット購入費用助成を求める陳情は、2026年4月1日から道路交通法の一部改正により、13歳以上70歳未満の方の自転車での歩道通行の原則禁止が強化されることから、今まで以上に自転車の利用者は車道を走ることになるので、自分の命を守るために欠かせない自転車ヘルメット購入のための助成を復活、再開させてほしいという内容です。自転車は道路交通法上軽車両とみなされ、原則として車道の左側を走行し、車両が停車しているなどやむを得ない場合のみ、例外的に歩道の通行が可能となっています。この4月から自転車にも青切符制度が導入され、取締りも強化されることが考えられます。大田区内の自転車ネットワーク路線は、自転車レーンや自転車ナビラインが整備されていますが、各地の交通事情を見ると、車がナビラインの上を一時停車していたり、大型車がナビラインを超えて走っていたりするので、自転車で走行する人は車道と歩道を行き来することになり、様々な危険が伴うと考えられます。

委員会では、まず、周知啓発活動などヘルメットの着用率を高める取組を行い、その後、必要に応じて助成を再検討するとの見解がありましたが、命と安全を守るためには、自転車ヘルメットは今や欠かせません。長引く物価高騰の中でヘルメットの購入費用も値上がりしていますので、購入したくても購入できないということがないように、自転車ヘルメット購入費用助成を求める本陳情の採択を求めます。

陳情8第5号 固定化回避検討会が企業利益でなく住民の安心・安全を検討する場であることを望む陳情は、羽田空港の新経路の問題解決の場である固定化回避検討会は、首都東京という人口密集地にある羽田空港独自の

目線で、住民にとって安心・安全な方策を考える検討会であってほしいと望んでいます。

委員会討論で、陳情者によるグローバルな企業目線に偏っているようにも感じられるという指摘は事実と違うという意見がありましたが、政府が進める訪日旅客6000万人獲得の目標達成のためには、増便しなければ成し得ません。安全が最優先と言いながら、実際はそのことが航空機会社や投資家の利益拡大の目線にならざるを得ないのではないのでしょうか。また、昨年起きた事故の事例を示しながら、B滑走路西向き離陸で事故が起きれば、石油コンビナートや、稼働はしていないが東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所の実験炉もあり、甚大な複合被害となってしまうことが懸念されるという陳情者の指摘に対しては、実験炉は飛行経路上にはないので懸念は当たらないとしています。飛行経路から約1キロメートルしか離れておらず、その上空を飛ばないとは言い切れません。実際、A滑走路着陸時にはゴーア라운드で滑走路を左側にずれ、実験炉上空を通過している現状もあるので、リスクを減らすためには、実験炉上空を飛行させないことが必要です。

さらに、世界の空港は千差万別で、ICAOの基準を守ればいいというものではないという陳情理由に対して、国際基準のICAOに照らし合わせて航空法も整備され、安全を担保している。落下物対策ではICAO以下を基準以上のものを示している。また、低騒音機の導入を促進させ、低騒音機の割合は2019年の約11%から2025年は約37%と16ポイント改善されたと理事者の見解がありましたが、まだ6割程度の騒音機が残っていること、羽田小学校や新仲七町会館での騒音はいまだに高いままであり、住民への騒音の負担が長期間にわたることを踏まえれば、住民にとって安心・安全な方策を考える検討会であることを国に要望してほしいと望むことは至極当然であり、採択を求めます。

請願8第8号 すべての子どもたちがすこやかに育つ大田区をめざすための請願は採択を求めます。この請願は、保育士の配置基準引上げを都、国に求めるとともに、大田区独自で正規保育士を増やすこと、保育士応援手当の制限をなくし、全ての職員に応援手当の支給をすること、保育園の欠員対応について、定員・定額制にすること、学童保育の集団規模を40人以下の基準を守るため学童保育の増設をすること、大田区の5歳児健診を全てのこどもたちが受けられるようにすること、要支援の乳幼児が集団生活できる場を大田区として確保することを求めるものです。

委員会では、各委員から、区は欠員対策を十分行っている、国の基準が改正され都も区も対応している、区は法外援護などを行っている、請願に同意できるところもあるが学童においても対応している、行政として前向きに行っているなどの理由で不採択になりました。

この請願には4380筆の署名が添えられ、保育や学童保育、要支援児などの環境をよくしたい皆さんの熱い思いが伝わるものです。保育士の配置基準は諸外国に比べても低く、毎年のように提出される請願や署名運動の積み重ねや、特にこの配置基準では、こどもの命と安全を守れない、こどもたちにもう一人保育士をの声が、4・5歳児の配置を76年ぶりに改善させてきたように、国の施策が遅れているからこそ、大田区政の役割があります。

また、改善されたといっても、当面の間は従前の基準で運営することも妨げないという経過措置となっただけから、さらなる区の支援が必要です。さらに、1歳児は6人に1人配置から5人に1人の配置と改善されましたが、処遇改善等加算の取得、ICTの活用率、職員の平均経験年数10年以上、この3要件を実施している施設事業所のみを対象としており、三つの要件を満たすのは4割以下と言われています。また、すぐに踏み切れない理由は、根底に保育士不足があるからです。保育士応援手当は、保育士不足解消、保育士の定着においても重要な役割を果たしていました。国の公定価格が引き上げられたとしても、いまだに他の職種より平均6万円ほど低い状況は続いています。保育士の安定雇用のためにも、保育士応援手当の制限をなくすことを求めます。

次に、5歳児健診については、党区議団が長年求めてきたもので、1歳児健診や3歳児健診と同様に進めることを求めます。そのほか、保育園の定員定額制、学童保育施設の増設、支援を要するこどもたちの集団保育の場の確保など、全てのこどもたちが安心・安全に生活し、豊かな成長発達を保障するために欠かせない要望であり、採択を求めます。以上で討論を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、47番奈須利江議員。

[47番奈須利江議員登壇] (拍手)

○47番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。8第7号 新空港線(蒲蒲線)計画における従来線利用の所要時間の確認を求める陳情につきまして、委員会審査結果に反対、採択すべき立場から討論いたします。

大田区のホームページの「つながり はばたけ 新空港線(蒲蒲線)」というパンフレットの4ページに、川越、池袋、田園調布、中目黒から羽田空港までの所要時間が、第一段階整備後と現在で比べ、それぞれ7分、6分、20分、11分短縮されると掲載されています。陳情者は現在の所要時間をヤフーで検索すると、区が示すより短いケースも多く、区が所要時間を過大に試算している危惧を持っていて、正しいものを公表してほしいと求めています。そもそも新空港線の鉄道補助の根拠である都市鉄道等利便増進法は、便利になる、早く着くから補助割合を高くし、企業リスクを回避させ、第三セクターに投資のリスクを負わせる仕組みです。それなのに、所要時間を過大に見積り、極めて厳しい条件下でしか早く着かず、それで認可が下りたなら、法の運用や申請認可に問題があり、国民、区民を欺くに等しく、国民からの日本国家の、大田区民からの行政の信頼を揺るがす問題です。

蒲蒲線を実現するために都市鉄道等利便増進法はつくられたと区は説明しています。時間は最も重要なポイントで、パンフレットは平成28年時点と古く、ヤフーの検索は急ぐかなど条件で違う結果が出ますから調査し直し、公表すべきです。

8第5号 固定化回避検討会が企業利益でなく住民の安心・安全を検討する場であることを望む陳情について、委員会審査結果、不採択に賛成しますが、一言申し述べます。

この陳情は固定化回避検討会が住民にとって安心・安全な方策を考えることを国に要望してほしいと望む陳情です。委員会では、企業利益という陳情者の言葉に異議をとる委員も言いましたが、グローバル化が進む世界経済の状況下で、世界を股にかけ国を越えて飛ぶ民間航空機など航空機の飛び方の問題ですから、企業利益と不可分です。私たち議会は、航空行政における空港の供用や航空機の運航において、経済利益を求めるあまり、区民などの安全や健康や環境が軽視されないよう監視し、判断するのが役割です。

特に今はシカゴ条約に基づき設置されたICAO国際民間航空機関が定める基準を、シカゴ条約批准国であり、国交省航空局元次長が今年1月から議長を務める我が国が、これまでの日本の航空行政とICAOの基準との間で、より高い基準をどう守るかという非常に重要な岐路に立たされていると思います。陳情者の石油コンビナートや原子力研究施設上空を飛ぶ可能性の高い経路であることや、都心低空飛行の騒音の問題を乗り越えさせている低騒音機導入や、機体重量に比重を置いた着陸料体系見直しなどに向けられている疑問や懸念はそのとおりだと思います。ここまでは陳情者と全く同じ思いで、陳情を採択しようかとも思いましたが、問題はこの固定化回避検討会です。

昨年末に開催された固定化回避検討会では、国外研究機関との連携を始めるという方向性も示されていますし、騒音負担軽減について機材や装置に任せ、ICAOという国際機関、グローバルスタンダードに委ねようとしています。しかし、何を実現するのかも明確に示されないまま外部に委ねることは、国家を乗り越え、外部に主権を奪われることに等しいことです。その上、海外事例を基に進めようとしています。各国の空港が置かれている状況はその国により様々で、羽田空港や我が国の航空行政と並べ、同列で論じることはできません。海外という権威づけで、航空関係の知識の不十分な住民、国民を誘導するようで、地権者への情報提供の在り方として不誠実で、民主主義国家としてふさわしくないことも申し添えます。

新飛行ルートは国際競争力強化等の実現と、千葉県からの要請による首都圏全体の騒音負担の軽減で始まりました。世界の空港で市街地にここまで隣接している空港はそうありません。英国植民地下の香港の密集市街地の空港は、返還とほぼ同時に島部に移転しています。世界経済は、首都圏と空港がここまで隣接することを必要としなくても十分に経済力を発揮しているのです。利益を得るのは資本家ばかりです。しかも、千葉に偏る騒音負担を首都圏全体で共有させる理屈だけで進めるやり方は、住民同士を対立構造に持ち込み、大切な安全も万が一の事故の被害拡大も度外視し、政策的議論を感情で乗り越える、やっつけ手法です。千葉県民が望んだ

ことでも、首都圏住民が望んでいることでもないでしょう。行政がこういうシナリオを描き、その理屈に首都圏住民を巻き込む前提に偏った増便イコール経済と騒音の分担の考えがあり、たとえ安心・安全の固定化回避をしても、固定化回避検討会では主権者のための羽田空港供用にはならないことから、反対といたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本件中、8第7号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8第1号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8第4号及び8第5号の2件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書いずれも不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件はいずれも当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8第8号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書とおりに決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

[35番伊藤つばさ議員棄権]

次に、8第6号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

[35番伊藤つばさ議員入場]

○鈴木隆之議長 次に、8第3号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書とおりに決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数でありますよって本件は当該委員長からの審査報告書とおりに決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第7を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第7

委員会提出第1号議案 多文化共生社会の実現に向けた意見書

○鈴木隆之議長 地域産業委員長の報告を求めます。

[23番田島和雄議員登壇] (拍手)

○23番(田島和雄議員) ただいま上程されました委員会提出第1号議案 多文化共生社会の実現に向けた意見書につきましては、案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

以上でございます。ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

[47番奈須利江議員登壇]

○47番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。委員会提出第1号議案 多文化共生社会の実現に向けた意見書につきまして質疑させていただきます。

多文化共生が必要なほど外国人が増える背景には、日本の外国人労働者の受入れ規制の緩和政策があります。この意見書の提出の背景の日本の外国人労働者及びその家族の受入れ政策、制度等、海外の制度には、多文化共生で協力であったり、差別なくでは言い尽くせない大きな相違がいくつかあると思いますけれども、この意見書というのはそうした背景を承知の上でご提出なさっていらっしゃるのでしょうか。(拍手)

○鈴木隆之議長 提出者の答弁を求めます。

[23番田島和雄議員登壇] (拍手)

○23番(田島和雄議員) 奈須議員から通告のありました1件の質疑についてお答えいたします外国人の受入れについては、歴史的・地形的背景はあっても、その国、地域が発展することの目的に各国で差異はありません。受入れに関する差異としては、言語の教育、また生活習慣の啓発などへの外国人への支援について、政府、国として対策が弱かった面もあったのではないかと認識しております。国としても外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策を進めており、地方からもより多くの地域の実態を知ってもらうことで、国の司令塔である国会や、また政府の中で議論を加速していただくために、今のタイミングで意見書として取りまとめさせていただきます。

ぜひご理解いただきまして、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 奈須議員、再質疑ですか。奈須議員、演壇にて再質疑を許可します。

[47番奈須利江議員登壇]

○47番(奈須利江議員) ご答弁ありがとうございます。今のお答えというのは、多分、受け入れた後に生じる問題についての対応のお話をなさっていると思うんですけども、そもそも私も香港に暮らしておりましたけれども、海外で外国人を受け入れるには、受け入れる前提として、例えば期間を限定する、あるいは期間が終わったら一旦帰国させ、もう1回、リエントリーといって再入国する際には受入れ雇用者がいなければ入国させることをできないようにするであったりとか、家族の帯同について厳しく制限するとか、あるいは預貯金の残高などを確認するとか、言語の問題であったり、あるいは様々な職業的なスキルなどを、ハードルをつけながら、その国その国、あるいは必要な人材という分野によって受け入れている国も多いと聞いておりますし、私もそうした中で暮らしてきたこともございます。

そうしたものが今回の日本における制度と海外とでどう違っているのかというあたりについてのご認識があるかということの質問だったんですが、ご答弁のほうは、受け入れた後にどうやってというのは、それはもう確かにそういう部分もあると思いますけれども、その前提についてきちんと検証していかなくてはならないのかなと思っておりますので、そのあたりについて、今回の意見書においては、どうした認識の下に提出していらっしゃるのかということをお答えいただければと思います。

○鈴木隆之議長 提出者の答弁を求めます。

[23番田島和雄議員登壇] (拍手)

○23番(田島和雄議員) 事前に通告いただきました内容につきましては先ほどお答えしたとおりなんですけれども、これまで外国人は、一時的な受入れであるという政府の方針の下で受入れを行ってまいりました。永住者や中長期的に日本で活躍する外国人は、今現在着実に増加しております。そうした日本で長期で在留する外国人の増加も視野に入れた施策が不足していると考えております。施策の検討の際には、各地域の実情、私たちもその地域、地元を含めて、実情を踏まえて適切な外国人の受入れ環境を早急に整備していくことが求められていると思います。

以上答弁とさせていただきます。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については会議規則第38条第2項の規定に基づき、委員会への付託を省略いたします。

討論に入ります。

本案については、伊藤つばさ議員、佐藤 伸議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、35番伊藤つばさ議員。

[35番伊藤つばさ議員登壇] (拍手)

○35番(伊藤つばさ議員) つばさ大田区議団は、委員会提出第1号議案 多文化共生社会の実現に向けた意見書を国に提出することに、反対の立場から討論いたします。

日本人、外国人にかかわらず、言われなき差別はあってはならないことです。しかしながら、あらゆる差別は重大な人権侵害であり、全ての地域住民の生活を脅かすことになるという内容については、差別の基準が明確に示されていないため、問題であると捉えています。何をもって差別と評価するかは、その国の歴史的経験や文化的背景によって大きく異なります。

例えばフランスでは政教分離の原則があり、公教育の場でヒジャブを着用することなど宗教的服装をすることを禁止しております。これは特定の宗教にかかわらず平等だとしています。一方でカナダやイギリスでは、公的な場所でも宗教的服装をすることは個人の自由とされています。人種差別の歴史があるアメリカでは、過去に不利益を被った層を優遇することで格差を是正しようとする積極的差別是正措置、アファーマティブアクションの考えがありますが、正当に能力が反映されず、逆差別だと捉えることもできます。日本国内の雇用においては、履歴書に年齢、性別、顔写真を求めることは一般的ですが、能力に関係ない情報で判断していると、これが差別につながるとして禁止している国もあります。

このように、何をもって差別とするかを判断するのは非常に難しく、合理的な区別との基準が明確でない中で、あらゆる差別が人権侵害であるとするのは社会を混乱へ導く可能性があります。

また、意見書の最後には、大田区議会として、外国人差別をなくし、真の多文化共生に向けて国が責任を持って取り組むことを強く要請するとありますが、外国人差別があるから真の多文化共生が進んでいないと主張しているような印象も受けます。人権尊重と多文化共生社会の実現には賛成しますが、治安の悪化や生活習慣の変容について不安を抱いている区民がいることもまた事実です。真の多文化共生には、受入れ側への理解を求めただけでなく、外国人住民による日本の法令、地域ルールへの遵守及び日本文化への適応努力が不可欠です。

国に求めるべきは、多文化共生の名の下に日本人区民の権利や安全が疎かにならないよう、バランスの取れた支援策と、トラブルを未然に防ぐための実効性のあるルールの整備ではないでしょうか。本意見書の「言われなき差別を許してはいけない」という内容には同意するものの、国に要請する趣旨に賛同できないため、本意見書を国に提出することは反対いたします。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、28番佐藤 伸議員。

[28番佐藤 伸議員登壇] (拍手)

○28番(佐藤 伸議員) 日本共産党大田区議団を代表して、委員会提出第1号議案 多文化共生社会の実現に向けた意見書に賛成の討論を行います。

昨年の参議院選挙では、生活保護で外国人は優遇されている、外国人が増えたから犯罪が増えたなど、事実やデータに基づかない、いわゆるうそとデマで外国人への憎悪をあおり、差別する主張が繰り返されたことが問題になりました。一方で、人権と多様性を大切にする社会をつくりたいと願う運動が市民の中に大きく広がり、自治体関係者や企業の中にも、デマやフェイクで外国人は差別することへの批判が広がっています。

今回の意見書案では、47都道府県の知事で組織する団体で、地域の発展のため、幅広い分野で様々な活動を行っている全国知事会による青森宣言を紹介しています。青森宣言では、「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事がこの場に集い、対話の中で日本の未来を拓くに相応しい舞台」となったとし、また、続けて、民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいた政治に参画できるシステムの構築を求めていくとうたっています。

また、大田区では、2024年に国際都市おおた多文化共生推進プラン2024年～2028年版を策定し、その将来像に、「多様な文化を理解し合い、互いにつながり 来へはばたく『国際都市おおた』」を掲げ、推進プランに基づき、コミュニケーション支援や暮らしやすい生活環境整備の施策を推進し、日常生活での困り事を相談できる多言語相談窓口事業などを行い、日本人区民と外国人区民がお互いに理解、協働し合える多文化共生社会の実現に取り組んでいます。

鈴木区長はこの間、区議会において、大田区での差別と分断につながる排外主義が起こることがないように対策を講じることを求めた質問に、排外主義やヘイトスピーチは属性を理由とする差別を正当化し、地域社会の分断を深めるものであり、生活の安定はもちろん、人権そのものを脅かしかねない重大な問題ですと断じ、私は区長として、大田区で暮らす全ての人が等しく尊厳を持って、安心して暮らせる地域社会をつくることを施政方針としております。国籍にかかわらず、基本的人権をしっかりと保障することが重要であります。さらに、人権を尊重し笑顔とあたたかさあふれる未来志向の共生の地域づくりを進めてまいりますと、多文化共生社会の推進の決意を述べられています。

本意見書では、外国人に対する言われなき差別を含め、あらゆる差別は重大な人権侵害であり、事実やデータに基づかない排外主義に沈黙することは、差別に加担することになりかねず、さらに、排外主義は全ての地域住民の生活を脅かすこととなると訴えています。

大田区議会として排外主義を排し、外国人差別をなくし、真の多文化共生に向けた取組の推進を求める意見書であり、賛成をいたします。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、47番奈須利江議員。

[47番奈須利江議員登壇] (拍手)

○47番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。委員会提出第1号議案 多文化共生社会の実現に向けた意見書について、反対の立場から討論いたします。

政府の制度ありきでは、不安を持つ区民の気持ちに寄り添うことはできないと思います。多文化共生社会の実現、仲よく地域で暮らしましょうは、誰もが否定できることではありません。外国人が日本に増える前提には多くの外国人が日本で働けるようつくられた制度があるわけで、その検証なしに意見書の提出はあり得ません。

令和6年に私が地域産業委員会の委員だったときに、課長に多文化共生プランをつくるに至ったのはなぜか質問したら、課長は、外国人が増えることで余計なあつれきをという発言をしていたように記憶をしております。そのときの答弁を踏まえた私の質問は残っているんですけども、答弁からあつれきという言葉が見当たらなかったんですけども、増える外国人とのあつれきを想定し、多文化共生プランを総務省が策定し始めたとは私は理解をしております。

あつれきを心配するほどこの増える外国人の背景にあるのが、日本での受入れ体制です。植民地化の香港で私が暮らしたわけですけども、香港に働く外国人の受入れ規制や、香港から中国返還を見据え海外に移住を準備していた方たちの話を聞き、海外で暮らし、働くことの難しさを周囲の方たちの実体験から伺ってきました。雇い主の証明とともに期限付きで発行されるワーキングビザ、家族帯同は許されず、家族とも離れ離れに暮らす方たち、高い預金残高を求められるなど、どこの国も労働者などの規制を設け、国家や地域の秩序や安定を図って

いました。

あれから時間もたちますからグローバル化で緩和された部分もあると思いますが、国を超えて働くことは簡単ではないということです。それを、受入れ規制緩和し、海外に比べ入りやすくしながら、仲よくだけでは、逆に国民、住民のストレスを高めてしまうことになります。日本の制度の特異さは、私の経験からだけでなく、例えば日本人が海外で働きにくい、難しいという話を最近若い方たちからも聞くようになっていっているので分かります。しかも、かつてであれば日本の企業が転勤で何年か海外で働けば、その後の就労ビザを与えていた例えばイギリスは、日本企業の転勤者は例外として、現地企業に雇用されている者だけが何年間以上働いていれば就労のビザをもらえるというように制度も変わってきています。外国人が日本で働くのとは違って、日本人は外国で働きにくくなっているわけです。漠然とした不安からでない問題を不問にして、今後の社会保障費や給付、負担との構造からも、利益を受けるのは、雇い利益を上げる株主だけで、労働者の多くは不安のほうが大きいのではないかなと思います。そこをただの仲よくでは違うと思います。

制度の在り方を含め、問題提起するのも政治の役割です。

最後に、議会の意見書について一言申し述べます。2月27日ソーシャルメディア利用ガイドラインを議長が決定しました。ここには、議員個人の発言を議会全体の見解と分けるよう繰り返し言及しています。議会が出す意見書は全会一致が原則ですが、いつの間にかその運用が変わり、多数決で出すようになっていっています。議会の意見書は重いものです。一部の意見も尊重し、提出していただくことを求め、討論といたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

[36番清水ちこ議員棄権]

本案を起立により採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案は原案どおり決定いたしました。

[36番清水ちこ議員入場]

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第8を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第8

第42号議案 大田区長等の給料の特例に関する条例 ほか1件

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第42号議案は、大田区長等の給料の特例に関する条例で、区長の給料の額を3か月間3割減額し、副区長の給料の額を3か月間1割減額するため、制定するものでございます。

第43号議案は、大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例で、基礎賦課額の保険料率等を改定するほか、国民健康保険法施行令の改正等に伴い、子ども・子育て支援納付金の賦課等に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、清水菊美議員、奈須利江議員、北村やよい議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、27番清水菊美議員。

[27番清水菊美議員登壇] (拍手)

○27番(清水菊美議員) 42号議案について質疑をいたします。日本共産党大田区議団の清水菊美です。

大田区では、昨年の参議院選挙の7月20日投開票の際、不在者投票数の二重計上によるミスから、投票者数と開票総数の相違が判明し、その相違を埋め合わせるために、選管事務局の職員が票束付票に選挙区2500、比例区2700と記載し、白票を混入させた公職選挙法違反(投票増減)行為を行った疑いが発覚しました。

区は、職員を刑事告発し、再発防止のための第三者委員会を発足させました。再発防止委員会は、選挙事務の実施状況の確認により、本件不適正処理を個々の職員の過失としてではなく、選挙事務を取り巻く体制や運営の在り方を含めた構造的課題として位置づけるとともに、選挙事務における正確性の確保、確認意識の在り方について区組織として改めて検討すべき課題が明らかになったと提言を発表しました。そして、提言の終わりにでは、再発防止委員会としては、本件事案を一つの教訓として、区長をはじめとする区役所全体及び選挙に関わる全ての関係者が一丸となって選挙事務の適正な執行に取り組むことにより、今後の選挙事務がより一層正確かつ公正に執行され、選挙に対する信頼が着実に回復維持されていくことを期待するものとしております。

そして、3月2日警視庁は、選挙管理委員会事務職員4名を書類送検したと発表しました。新聞等マスコミ報道では、4人は無効票の操作方法は以前から一部の選管職員の間で知られており、配属時などに口頭で指南されていたとの報道もあり、さらに、2024年都知事選挙、2022年参院選挙でも不正が行われたと報道されました。区職員が公職選挙法違反の疑いで書類送検されたことに対し、区長は、区民、有権者の皆様には信頼を大きく損ねてしまったことに、区長として心より深くおわびを申し上げます。今後の司法の判断を待ち、区としても厳正に対応してまいりますとコメントを発表していますが、区長としての責任については明確にされておりませんでした。そして、本日、追加議案として、42号議案が提出されました。

42号議案の提案理由は、区長の給料の額を3割3か月、副区長の給料の額を1割3か月減額するためとなっておりますが、提出した根拠がありません。提出した根拠を伺います。そして、期間と割合の基準はどのように算出したのか伺います。さらに、再発防止委員会は、過度な負担や責任が特定の職員に集中することなく、職員一人ひとりが選挙事務の重要性を認識し、環境を整備することも重要としており、組織全体の課題であるとしております。そして、元職員は選挙担当は1か月から2か月程度休みがなく、投開票日は朝4時から深夜まで働いて、疲労こんぱいの中、どうかごまかしてしまいたいという意識が働いた可能性があるとのインタビューが報道されています。

そこで伺います。内部職員の今後の対応はどのように考えるのか、お答えください。以上で質疑を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○川野副区長 第42号議案につきまして、通告がございました2点のご質問にお答え申し上げます。

1点目についてでございますが、区長等の給料の減額の基準はございません。今回の提出議案は、さきの参議院議員選挙の開票事務におきまして発生した不適正処理により、区民有権者の皆様の信頼を損ねた責任を重く捉えて、区長、両副区長の道義的責任を取るため、提案の減額内容で提出をさせていただいたものでございます。

2点目についてでございますが、内部の処分につきましては、現在も調査中でございます。また、司法の判断を待ち厳正に対応していく考えでございます。以上でございます。

○鈴木隆之議長 次に、47番奈須利江議員。

[47番奈須利江議員登壇]

○47番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第42号議案 大田区長等の給料の特例に関する条例につきまして質疑いたします。

過去に大田区長などの給料の特例に関する条例による減給などが行われた事例には、2009年から2010年にかけて、職員が覚醒剤所持により警察に逮捕され職員を懲戒免職、公金横領で懲戒免職の二つがあり、いずれも区長が任命権者として10分の1を1か月減給しています。また、覚醒剤所持の職員の地域振興部長は給料の10分の1減給を1か月、公金横領の職員の千束特別出張所長は給料の10分の1減給を2か月、平素職員に対する管理監督の不十分を理由に行っています。いずれも事実が逮捕などにより確定し、職員は懲戒免職になっています。

また、今回の事例に似ているのは、2022年と誤って通告してしまいましたが正しくは2019年、職員を生活保護費を着服した疑いで告発した事例です。告発した際に区長及び福祉部を担任する副区長が任命権者としての責任と区の信頼を著しく損なわせた責任で、再発防止策を理由に給料1か月間、1割減額しています。条例可決時に管理監督者の処分もなく、職員は退職し、着服を認めなかったことから退職金は留保されていたものの処分はありませんでした。

そこで伺います。奇しくも3月2日、区が行った今回の刑事告発により職員が4名書類送検されました。2019年の告発はその後どうなりましたか。それにより本人の処分退職金の扱い、管理監督者の責任の扱いはどうしましたか。今回の告発書類送検は今後どうなりますか。原因者などについての警察の捜査が確定するまでに踏まれる手続きについて教えてください。

今回の区長3割、副区長1割の減額は過去の事例と比べ重くなっている部分とそうではない部分がありますが、どういう基準、視点に基づき行われたものですか。票の二重計上したと思われる行為は、行為者の特定ができていません。票の持ち帰りと思われる事案も行為者の特定はほぼできません。にもかかわらず、対応が大きく異なりますが、どこに違いがありますか。選挙事務における責任は選挙管理委員会にあります。過去の職員の不祥事では、平素職員に対する管理監督の不十分を所属の上長に求めています。選挙事務を担う選挙管理委員会事務局職員の選挙管理委員からの指揮命令系統はどこが担っていますか。原因が特定できず、選挙管理委員も辞職した今、給与減額により区長は誰に何にどういう効果が生じると期待していますか。

第43号議案 大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑いたします。今年度から徴収が始まる子ども・子育て支援金制度は、一部で独身税といった言われ方もしています。徴収保険料は、今回、国保条例の改正で、後期高齢、介護などと一緒に保険料が示されたとおり、医療保険料に上乗せして徴収する社会保険料という位置づけでいいですか。今年度から保険料徴収が始まる子ども・子育て支援金制度ですが、保険料は国民健康保険運営協議会資料に年間4227円月額にすると350円程度と示されていますが、賦課限度額は3万円です。制度を議論する際に国が示した保険料も月額数百円程度と記憶していますが、3万円との関係について教えてください。

子ども・子育て支援金制度は今年度から徴収が始まりますが、今年から経費全額を保険料で負担するのではなく、6000億円、8000億円、1兆円と段階的に負担が増え、足りない分は国債で負担すると聞いています。そうなりますと来年は基本8000億円の歳出に対する保険料負担に基づく保険料計算、最終的には1兆円を超える負担に基づく算定が行われるということですか。以上です。

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○川野副区長 ただいまの質疑に順次お答え申し上げます。

最初に、第42号議案につきまして、通告がございました6点のご質問にお答え申し上げます。

1点目につきましては、告発状の提出後、当該職員は生活保護受給者の生活費等を着服した疑いで逮捕、送検されましたが、最終的に不起訴処分になりました。その上で、本人の処分につきましては、既に辞職承認後でございましたため行っておりません。また、退職手当につきましては、支払いを差し止める処分の後、不起訴処分とされたことなどを踏まえ、最終的に支給しております。

さらに、管理監督者の処分についてでございますが、部長級職員1名に対して減給10分の1を1か月、課長級職員1名に対し減給10分の1を2か月、係長級職員1名に対し戒告の処分を行ってございます。

2点目につきましては、公職選挙法に抵触する行為が行われたことにつきまして、区が警察に告発状を提出し、今回警察が送検したものと認識してございます。今後は、検察におきまして取調べが進められ、しかるべき時期に司法による判断がなされることで確定するものと理解してございます。

3点目につきましては、区長等の給料の減額の基準はございません。今回の提出議案は、さきの参議院議員選挙の開票事務において発生した不適正処理により、区民、有権者の皆様の信頼を損ねた責任を重く捉え、提案の減額内容で提出をさせていただいたものでございます。

4点目につきまして通常の持ち帰り票は、投票用紙を投票せず退出された場合などにより、結果として生じる

数値差であり、その発生自体が公職選挙法に抵触するものではないとされています。一方、今回の事案は、不在者投票者数の二重計上に起因して不整合が生じ、その差分を架空の白票や不足票として数値上整理するなど、標数の増減処理が行われたものでございます。この過程で不足票の一部を持ち帰り票として取り扱った可能性がございます。今回の本質は票数の操作にあり、公職選挙法に抵触する可能性のある行為であることから対応に差が生じているものでございます。

5点目につきましては、選挙事務の執行責任は選挙管理委員会にございます。事務局職員に対する選挙事務上の指揮命令及び管理監督は、大田区選挙管理委員会事務局規程第6条に基づき、委員長の命を受けた事務局長が行っております。したがって、選挙事務に関する管理監督は、選挙管理委員会の指揮命令系統の中で担われているものでございます。

6点目につきましては、今回の条例案の提出は、さきの参議院議員選挙において不適正事案を生じさせたことにより、区民、有権者の皆様に多大なご不安とご心配をおかけしてしまったことに対して、自らに道義的責任を課すものでございます。道義的責任を取ることは、今後の再発防止に向けた行政全体の姿勢を示す意味でも重要であると考えており、今回の給与減額の提案が最終点ではなく、今回の事案を重く受け止め、区として選挙事務を含めた全庁的な事務処理の適正化に向けて継続的に取り組むことが、真に区民の皆様の信頼回復につながるものと考えてございます。

続きまして、第43号議案につきまして、通告がございました3点のご質問にお答え申し上げます。

1点目につきましては、子ども・子育て支援金に係る保険料率は、健康保険法や国民健康保険法等において、医療保険上の給付や介護保険に係る保険料率とは区分した上で、保険料の一部として規定することとされてございます。このため、本条例改正案におきましても、子ども・子育て支援金分につきましては、令和8年度から基礎分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分と区分して賦課、徴収できるよう保険料率などを規定してございます。また、子ども・子育て支援金制度は、連帯によって、将来を担うこどもたちや子育て世代を全世代、全経済主体で支える仕組みとされ、社会連帯の理念を基盤にして、共に支え合う社会保険制度と位置づけられてございます。

2点目につきましては、大田区国民健康保険運営協議会資料に示す1人当たり保険料4227円は、特別区における1人当たり平均保険料の推計額であり、実際の保険料額は、被保険者の所得や世帯構成などにより異なります。こども家庭庁による子ども・子育て支援金に関する試算においては、被保険者の所得に応じて保険料が高くなることなどが示されており、これは基礎分や介護分等と同様の考え方でございます。子ども・子育て支援金分に関する賦課限度額について、このたび、国民健康保険法施行令において3万円と規定されたことに伴い、本条例改正案において同様に規定してございます。

3点目につきましては、子ども・子育て支援金総額は令和8年度が約6000億円、令和9年度が約8000億円令和10年度が約1兆円とされ、段階的に構築するとされてございます。こども家庭庁による子ども・子育て支援金に関する試算によりますと、市町村国保における1世帯当たりの令和8年度試算額は月額で約300円、令和9年度見込額は約450円、令和10年度の見込額は約550円と段階的な増額が見込まれており、各年度の支援金総額に応じた保険料算出を要すると認識しております。以上でございます。

○鈴木隆之議長 次に、50番北村やよい議員。

[50番北村やよい議員登壇] (拍手)

○50番(北村やよい議員) おおた未来創志会の北村でございます。第42号議案 大田区長等の給料の特例に関する条例につきまして、通告に従い3点お伺いをしたいと思います。

この議案は、昨年の参院選における無効票水増し事件の道義的責任を取られるということで、先ほどもご答弁をいただきましたけれども、区長はこれまで内部に対しまして、事件が終結した段階で責任の取り方を判断するとおっしゃっていましたが、しかし、現段階では東京地検への書類送検がなされただけであり、刑事責任も行政責任も確定しておらず、区としての検証も終わっておりません。

まず、お伺いしたいのが、今回の減給条例の提出時期でございます。事件直後ではなく、区民の関心が薄れた

今になって3か月3割という処分を提示するということが、この程度で幕引きできるとか、区民はもう忘れたのではないかと、そういった政治的計算が少し透けて見えるような私は気がいたしました。区長は区民の関心が弱まったタイミングを狙ったのではないかと。また、昨年第4回定例会で、大田区長等の給与改定の条例が出されましたが、なぜその前、もしくはその第4回定例会のタイミングではなかったのか、なぜこの第1回の定例会なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

次に、第三者委員会や再発防止委員会の報告が出たことは、あくまで事実解明の途中経過にすぎません。同種の事件が発生した宮城県仙台市や滋賀県甲賀市など他自治体では刑事責任が確定するまで終結とは扱われず、組織改革も長期にわたって行われておりました。大田区だけが、第三者委員会の報告が出た段階で終結扱いにしてよい理由はないと思います。区民の信頼を大きく損なった事件である以上、説明責任を軽く済ませることは許されません。

さらに、先日、3月2日に職員4名が書類送検をされました。現時点では、到底終結と呼べる状況ではないと考えます。この終結していないのに終結かと区民から思われてしまうような矛盾をどのように説明するのか、明確にお答えいただきたいと思います。

最後に、減額幅と減額の期間の根拠についてお伺いしたいと思います。区長3割、副区長1割とそれぞれ3か月というふうにしていらっしゃる理由につきまして、事件の重大性に照らしまして、この処分が本当に妥当かどうか。先ほど申し上げました宮城県仙台市、それから滋賀県甲賀市と比較検討したのかどうか、これに照らし合わせて、区民に対してどのような責任の取り方として位置づけているのか、客観的に説明をいただきたいと思います。以上3点でございます。よろしくお願いたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○川野副区長 ただいまのご質疑にお答えをいたします。

1点目につきましてでございますが、このたびの議案は、選挙管理委員会が再発防止のために設置した第三者委員会からご提言をいただいたことを一つの区切りと考え、自治体の長である区長及び両副区長の特別職としての道義的な責任を明確にするため、提出をさせていただいたものでございます。

なお、北村議員からご発言がございました区長は事件が終結した段階で、責任取り方を判断するといった内容についてでございますが、区長が議会や記者会見、ホームページにおきまして公式に発言や掲載をした事実は一切ございません。

2点目につきましては、3月2日に書類送検をされたことは報道等でも報じられていることから認識しており、今後、検察において取り調べが進められ、その後、起訴、不起訴などの判断の下、必要に応じて公判が行われていくものと考えております。

3点目につきましては、他の自治体の事例も一定程度調査をいたしました。今回の提出内容はあくまで不適正事案を生じさせたことにより、区民、有権者の皆様に多大な不安とご心配をおかけしてしまったことに対する道義的な責任を明確にするため、決定したものでございます。以上でございます。

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、所管総務財政委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 以上をもって本日の日程全部を終了いたしました。

お諮りいたします。明3月5日から3月24日までは委員会審査のため休会とし、来る3月25日午後1時から会議を開くことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまご着席の方々には改めて通知はいたしませんので、そのようにご了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時22分散会